

「令和8年度版 暮らしの税情報」正誤表

○下線を付した箇所が訂正箇所です。

- ・冊子31頁：「マイホームを増改築等したとき」の「（控除を受けるための要件）」の注1
- ・リーフレット：「マイホームを増改築等したとき」の「（控除を受けるための要件）」の注1

誤	正
注1:家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満である場合は、 <u>(6)</u> の要件が1,000万円以下であるときに限り控除を受けることができます。	注1:家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満である場合は、 <u>(7)</u> の要件が1,000万円以下であるときに限り控除を受けることができます。